

各 位

会 社 名 丸 文 株 式 会 社 代表者名 代表取締役社長 佐 藤 敬 司 (コード番号 7537 東証第一部) 問合せ先 常 務 取 締 役 岩 元 一 明 (TEL 03-3639-3010)

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成21年5月11日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成21年6月26日開催予定の第62回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

#### 1.変更の理由

「株式等の取引の係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する 法律」(平成16年法律第88号)の施行に伴い、当社定款規定のうち、株券、実質株主および実 質株主名簿に関する文言を削除し、併せてその他の文言の修正および追加等所要の変更を行うも のであります。

### 2.変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

### 3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催日 平成21年6月26日(金)(予定) 定款変更の効力発生日 平成21年6月26日(金)(予定)

以上

(下線は変更部分を示しております。) 現 行 定 款 変 更 案 (株<u>券の発行)</u> (削除) 第8条 当会社は、株式に係る株券を発行す る。 第9条(条文省略) 第8条(現行どおり) (単元未満株券の不発行) (削除) 第10条 当会社は、第8条の規定にかかわら ず、単元未満株式に係る株券を発行し ない。 (株主名簿管理人) (株主名簿管理人) 第11条 当会社は、株主名簿管理人を置く。 第9条 当会社は、株主名簿管理人を置く。 2 株主名簿管理人およびその事務取扱 2 株主名簿管理人およびその事務取扱 場所は、取締役会の決議をもって定め、 場所は、取締役会の決議をもって定め、 これを公告する。 これを公告する。 3 当会社の株主名簿(実質株主名簿を 3 当会社の株主名簿および新株予約権 含む。以下同じ。入新株予約権原簿お 原簿の作成ならびに備置きその他の株 よび株券喪失登録簿の作成ならびに備 主名簿および新株予約権原簿に関する 置きその他の株主名簿、新株予約権原 事務は、これを株主名簿管理人に委託

### (株式取扱規程)

第12条 当会社の株式に関する取扱いおよ | 第10条 当会社の株主権行使の手続その他 び手数料は、法令または本定款のほ か、取締役会において定める株式取扱 規程による。

簿および株券喪失登録簿に関する事務

は、これを株主名簿管理人に委託し、

当会社においては取扱わない。

第13条~第15条(条文省略)

(株主総会参考書類等のインターネット開示) とみなし提供)

第16条 当会社は、株主総会の招集に際し、 株主総会参考書類、事業報告、計算書 類および連結計算書類に記載または

# (株式取扱規程)

株式に関する取扱いは、法令または本 定款のほか、取締役会において定める 株式取扱規程による。

し、当会社においては取扱わない。

第11条~第13条(現行どおり)

(株主総会参考書類等のインターネット開示 とみなし提供)

第14条 当会社は、株主総会の招集に際し、 株主総会参考書類、事業報告、計算書 類および連結計算書類に記載または

現行定款	変 更 案
表示をすべき事項に係る情報を、法務	表示をすべき事項に係る情報を、法務
省令に定めるところに従いインター	省令に定めるところに従いインター
ネットを利用する方法で開示するこ	ネットを利用する方法で開示するこ
とにより、株主 <u>( 実質株主を含む。以</u>	とにより、株主に対して提供したもの
<u>下同じ。)</u> に対して提供したものとみ	とみなすことができる。
なすことができる。	
第 <u>17</u> 条~第 <u>40</u> 条(条文省略)	第 <u>15</u> 条~第 <u>38</u> 条(現行どおり)
(新設)	<u>附則</u>
(新設)	第1条 当会社の株券喪失登録簿の作成およ
	び備置きその他の株券喪失登録簿に関
	<u>する事務は、これを株主名簿管理人に</u>
	<u>委託し、当会社においては取り扱わな</u>
	<u>l 1。</u>
(新設)	第2条 前条および本条は、平成22年1月5
	日まで有効とし、平成22年1月6日
	をもって前条および本条を削るものと

<u>する。</u>